

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	山陽特殊製鋼株式会社			コード	5481
提出日	2021/6/3	異動（予定）日	2021/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて独立役員、社外役員となる取締役の選任議案が付議され、社外取締役1名退任に伴う届出対象者の変更があるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	小林 敬	社外取締役	○													○	有
2	大西 珠枝	社外取締役	○													○	有
3	臼杵 政治	社外取締役	○													○	有
4	大江 克明	社外監査役	○							△							有
5	要木 洋	社外監査役	○							△							有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当該社外取締役の選任理由：法曹界における豊富な経験および専門的な知識を有し、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営に対して監督・提言をしていただいております。引き続き当社の経営に対し監督・提言をしていただくため。 独立役員の指定理由：当社との間に顧問契約、その他の取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため。
2		当該社外取締役の選任理由：国、地方の行政機関や国立大学等の要職を歴任し、その豊富な経験と幅広い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営に対して監督・提言をしていただいております。引き続き当社の経営に対し監督・提言をしていただくため。 独立役員の指定理由：当社との間に顧問契約、その他の取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため。
3		当該社外取締役の選任理由：銀行、シンクタンクおよび大学での勤務、ならびに投資法人における執行役員の職務執行に対する監督業務、CFA協会認定証券アナリストとしての活動等、その豊富な経験と幅広い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営に対し監督・提言をしていただけるものと期待するため。 独立役員の指定理由：当社との間に顧問契約、その他の取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため。
4	当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行に2011年9月まで在籍していた。	当該社外監査役の選任理由：株式会社みずほ銀行等で培われた豊富な経験および幅広い識見に基づく監査を通じて、当社監査体制のより一層の充実を図ることができると期待するため。 独立役員の指定理由：同氏は当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行に2011年9月まで在籍していたが、退職後9年以上経過し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため。
5	当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行に2019年6月まで在籍していた。	当該社外監査役の選任理由：株式会社三井住友銀行等で培われた豊富な経験および幅広い識見に基づく監査を通じて、当社監査体制のより一層の充実を図ることができると期待するため。 独立役員の指定理由：同氏は当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行に2019年6月まで在籍していたが、退職後2年以上経過し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため。

4. 補足説明

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。